

**「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく
取組状況に係るチェックリスト(平成29年度版)について**

科研費機関番号(5桁)		提出日	
e-Rad所属機関番号(10桁)			

(注1)「科研費機関番号」欄には科学研究費助成事業(科研費)の機関番号(5桁)を記入してください。機関番号がない場合は空欄としてください。

(注2)「e-Rad所属機関番号」欄にはe-Radで取得した所属機関番号(10桁)を記入してください。

(注3)①～⑥の設問については提出時点の状況で該当する内容にチェックしてください。(ただし⑤、⑥は平成28年度に配分された金額、件数)

【基本情報】

機関の名称			
所在地	〒	-	住所
規定上の責任者	役職		氏名

担当者連絡先1	課・係等名		氏名	
	電話番号	FAX	E-mail	
担当者連絡先2	課・係等名		氏名	
	電話番号	FAX	E-mail	

①	機関種別	1	国立大学	
		2	公立大学	
		3	私立大学	
		4	短期大学	
		5	高等専門学校	
		6	大学共同利用機関	
		7	国・都道府県等公立の研究所	
		8	独立行政法人・国立研究開発法人	
		9	民間企業	
		10	一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人	
		11	その他	
②	全役員数 (役員と職員の合計数(非常勤を含む))	1	10人未満	
		2	10人以上～50人未満	
		3	50人以上～100人未満	
		4	100人以上～500人未満	
		5	500人以上	
③	研究者数 (e-Radの研究者番号を有している者)	1	10人未満	
		2	10人以上～50人未満	
		3	50人以上～100人未満	
		4	100人以上～500人未満	
		5	500人以上	
④	事務職員数	1	10人未満	
		2	10人以上～50人未満	
		3	50人以上～100人未満	
		4	100人以上～500人未満	
		5	500人以上	
⑤	文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分された競争的資金等の件数	1	0件	
		2	1件以上～10件未満	
		3	10件以上～50件未満	
		4	50件以上～100件未満	
		5	100件以上～500件未満	
		6	500件以上	
⑥	文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分された競争的資金等の金額	1	0円	
		2	1円以上100万円未満	
		3	100万円以上1000万円未満	
		4	1000万円以上1億円未満	
		5	1億円以上5億円未満	
		6	5億円以上	

チェック項目の記入に当たっての留意事項

本チェックリストは、捏造(ねつぞう)、改ざん、盗用などの「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)に基づく取組状況を把握するものであり、研究費の不正使用を対象とした「機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」とは異なります。

【チェック項目について】

チェック項目は、ガイドライン第2節及び第3節について、機関の取組状況等を把握するために主要な事項を抽出したものです。

チェック項目を確認し、機関の状況に該当する数字(「①」～「③」)をチェックボックスに記入するとともに、「②」を記入した場合はその理由及び対応実施の時期を、「③」を記入した場合はその理由を設問ごとに設けている自由記入欄に記入してください。

【チェック項目の種類について】



… 太線枠のチェック項目は、機関の内部規程等において定める必要がある事項に係るチェック項目です。



… 二重線枠のチェック項目は、機関において実施する必要がある事項に係るチェック項目です。

【チェックボックスに記入する数字について】

数字	各設問について、以下のいずれに該当するか判断した上で、該当する数字(①～③)をチェックボックスに記入してください。
①	「実施している」又は「定めている」の場合
②	「実施していない」又は「定めていない」の場合
③	「該当しない」の場合 ※1

※1 ③は、設問(204)から(209)に関して、「大学ではない」などの理由により、対象者がいない場合に選択してください。

【チェック項目(チェックボックス)の集計結果】

貴機関が「①」と回答した数はそれぞれ以下のとおりです。(次の「チェック項目」シートのチェック状況から自動計算して表示します。)なお、本チェックリストの回答を踏まえ、ガイドラインに基づく取組状況を詳細に把握するため、文科科学省が貴機関に対して、調査等を行う場合があります。

「①」を記入した太線枠のチェック項目	0 / 15
「①」を記入した二重線枠のチェック項目	0 / 17

【チェックリストの提出について】

全ての回答が終了した際、シートの上部及び下部にある「最終入力チェック」ボタンのどちらかを押し、回答が適切に行われていることを必ず確認してください(上部又は下部のいずれかを1回押してください。)

回答が適切に行われていることを確認し、提出を行う際は、シートの上部及び下部にある「最終保存」ボタンを押し、最終保存を行ってください(上部又は下部のいずれかを1回押してください。)。最終保存を行うと、自動的に提出用Excelファイルが「ri2017checklist.xls」のファイル名でデスクトップに作成され、最終保存が完了します。このファイル名は変更しないで下さい。

【チェックリスト提出に当たっての確認事項】

(1)～(3)について、それぞれ該当する欄に「○」を記入してください。

(1)	平成29年度の競争的資金等課題の応募状況	1	平成29年度に競争的資金等に応募する(予定、未定を含む)	
		2	平成29年度に競争的資金等に応募しない	
(2)	平成28年度以前の競争的資金等課題の継続状況	1	平成28年度以前に採択された競争的資金等の継続分が平成30年度以降にも継続する(予定を含む)	
		2	平成28年度以前に採択された競争的資金等の継続分がない、若しくは平成29年度末までにすべて終了する(予定を含む)	
(3)	基盤的経費による研究活動の実施状況	1	基盤的経費で研究活動を行っている	
		2	基盤的経費で研究活動を行っていない	

※「競争的資金等」とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金を指します。
※「基盤的経費」とは、国立大学法人や文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成等を指します。

(注2) チェックリストにおいて、記入が必要な箇所が表示されます。

チェックリストのすべての内容(「基本情報」、「チェックリスト提出に当たっての確認事項」、「チェック項目」)を記入のうえ、提出してください。

【チェック項目】

第2節 不正行為の事前防止のための取組

【 研究倫理教育を実施する体制の整備 】

201 研究倫理教育を実施する体制を整備していますか。

(②を選択した場合はその理由及び対応実施の時期を記入してください。)

【 研究者に対する研究倫理教育 】

202 所属する全ての研究者(貴機関を本務とする者)に対して、研究倫理教育の受講を義務付けていますか。

(②を選択した場合はその理由及び対応実施の時期を記入してください。)

203 所属する全ての研究者(貴機関を本務とする者)を対象に定期的に研究倫理教育を実施することとしていますか。

(②を選択した場合はその理由及び対応実施の時期を記入してください。)

※「所属する全ての研究者」とは、文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動に従事する研究者を指し、自らの経費や他府省等の予算による研究活動に専ら従事する研究者は含まれません。詳しくは、「チェックリスト記入・提出要領」の5ページを参照してください。

○上記設問に関するガイドライン該当箇所抜粋

第2節 1 不正行為を抑止する環境整備 (1)研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上 (ガイドラインp7)

不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するためには、研究機関において、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育(以下「研究倫理教育」という。)を確実に実施することなどにより、研究者倫理を向上させることがまず重要である。研究倫理教育の実施に当たっては、研究者の基本的責任、研究活動に対する姿勢などの研究者の行動規範のみならず、研究分野の特性に応じ、例えば、研究データとなる実験・観察ノート等の記録媒体の作成(作成方法等を含む)・保管や実験試料・試薬の保存、論文作成の際の各研究者間における役割分担・責任関係の明確化など、研究活動に関して守るべき作法についての知識や技術を研究者等に修得・習熟させることが必要である。

(中略)

このため、研究機関においては、「研究倫理教育責任者」の設置^{※5}などの必要な体制整備を図り、所属する研究者、研究支援人材など、広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施することにより、研究者等に研究者倫理に関する知識を定着、更新させることが求められる。このような自律性を高める取組は、学生や若手研究者の研究活動を指導する立場の研究者が自ら積極的に取り組むべきである。研究機関全体として、研究倫理教育を徹底し研究者としての規範意識を向上していくため、このような指導的立場の研究者に対しても、一定期間ごとに研究倫理教育に関するプログラムを履修させることが適切である。

(中略)

<< 研究機関が実施する事項 >>

○「研究倫理教育責任者」の設置などの必要な体制整備を図り、広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施すること

- 204 所属する全ての研究者（貴機関以外に本務を有する者及び本務を有しない者）に対して、他の機関での受講を含め、研究倫理教育の受講を義務付けていますか。

（②を選択した場合はその理由及び対応実施の時期を記入してください。③を選択した場合はその理由を記入してください。）

- 205 所属する全ての研究者（貴機関以外に本務を有する者及び本務を有しない者）を対象に、他の機関での受講を含め、定期的に研究倫理教育を実施することとしていますか。

（②を選択した場合はその理由及び対応実施の時期を記入してください。③を選択した場合はその理由を記入してください。）

【 研究支援人材に対する研究倫理教育 】

- 206 研究活動に関わる全ての研究支援人材に対して、研究倫理教育の受講を義務付けていますか。

（②を選択した場合はその理由及び対応実施の時期を記入してください。③を選択した場合はその理由を記入してください。）

- 207 研究活動に関わる全ての研究支援人材を対象に定期的に研究倫理教育を実施することとしていますか。

（②を選択した場合はその理由及び対応実施の時期を記入してください。③を選択した場合はその理由を記入してください。）

※「研究活動に関わる全ての研究支援人材」とは、文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動に従事する研究支援人材を指し、自らの経費や他府省等の予算による研究活動に専ら従事する研究支援人材は含まれません。詳しくは、「チェックリスト記入・提出要領」の5ページを参照してください。

○上記設問に関するガイドライン該当箇所抜粋

第2節 1 不正行為を抑止する環境整備 (1)研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上 (ガイドラインp7)

研究倫理教育の実施に当たっては、各研究機関では、それぞれ所属する研究者に加え、将来研究者を目指す人材や研究支援人材など、広く研究活動に関わる者を対象に実施する必要がある。例えば、諸外国や民間企業からの研究者や留学生などが研究機関において一時的に共同研究を行う場合であっても、当該研究機関において研究倫理教育を受講できるよう配慮する必要がある。

(中略)

このため、研究機関においては、「研究倫理教育責任者」の設置^{※5}などの必要な体制整備を図り、所属する研究者、研究支援人材など、広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施することにより、研究者等に研究者倫理に関する知識を定着、更新させることが求められる。このような自律性を高める取組は、学生や若手研究者の研究活動を指導する立場の研究者が自ら積極的に取り組むべきである。研究機関全体として、研究倫理教育を徹底し研究者としての規範意識を向上していくため、このような指導的立場の研究者に対しても、一定期間ごとに研究倫理教育に関するプログラムを履修させることが適切である。

(中略)

<< 研究機関が実施する事項 >>

○「研究倫理教育責任者」の設置などの必要な体制整備を図り、広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施すること

【 学生に対する研究倫理教育 】

208 全ての学部学生に対して、修業年限中に研究倫理教育を実施していますか。

(②を選択した場合はその理由及び対応実施の時期を記入してください。③を選択した場合はその理由を記入してください。)

209 全ての大学院学生に対して、修業年限中に研究倫理教育を実施していますか。

(②を選択した場合はその理由及び対応実施の時期を記入してください。③を選択した場合はその理由を記入してください。)

○上記設問に関するガイドライン該当箇所抜粋

第2節 1 不正行為を抑制する環境整備 (1) 研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上 (ガイドラインp7)
特に、大学においては、研究者のみならず、学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、各大学の教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、学生に対する研究倫理教育の実施を推進していくことが求められる。具体的には、大学院生に対しては、専攻分野の特性に応じて、研究者倫理に関する知識及び技術を身に付けられるよう、教育課程内外を問わず、適切な機会を設けていくことが求められる。また、学部段階からも、専攻分野の特性に応じて、学生が研究者倫理に関する基礎的素養を修得できるよう、研究倫理教育を受けることができるように配慮することが求められる。

【 一定期間の研究データの保存及び必要に応じた開示 】

210 研究データの保存を義務付けることを規程等で定めていますか。

(②を選択した場合はその理由及び対応実施の時期を記入してください。)

211 研究データの必要に応じた開示を義務付けることを規程等で定めていますか。

(②を選択した場合はその理由及び対応実施の時期を記入してください。)

※「研究データ」とは、文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動によって得られた研究データを指します。自らの経費や他府省等の予算による研究活動によって得られた研究データは含まれません。

○上記設問に関するガイドライン該当箇所抜粋

第2節 1 不正行為を抑制する環境整備 (2) 研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上 (ガイドラインp8)

研究成果の発表とは、研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けることである。したがって、故意による研究データの破棄や不適切な管理による紛失は、責任ある研究行為とは言えず、決して許されない。研究データを一定期間保存し、適切に管理、開示することにより、研究成果の第三者による検証可能性を確保することは、不正行為の抑止や、研究者が万一不正行為の疑いを受けた場合にその自己防衛に資することのみならず、研究成果を広く科学コミュニティの間で共有する上でも有益である。

このことから、研究機関において、研究者に対して一定期間研究データを保存し、必要な場合に開示することを義務付ける旨の規程を設け、その適切かつ実効的な運用を行うことが必要である。

第3節 研究活動における特定不正行為への対応

【対象とする不正行為】

貴機関の規程等において、研究活動における不正行為と定めているものに「○」を選択してください。
(複数選択可)

※研究費の不正使用は、本チェックリストの対象外ですので、除外してください。

<input type="checkbox"/>	a	捏造(ねつぞう)
<input type="checkbox"/>	b	改ざん
<input type="checkbox"/>	c	盗用
<input type="checkbox"/>	d	二重投稿
<input type="checkbox"/>	e	不適切なオーサiership
<input type="checkbox"/>	f	利益相反
<input type="checkbox"/>	g	その他

(「g」を選択した場合はその内容を記入してください。)

--

○上記設問に関するガイドライン該当箇所抜粋

第3節 1 対象とする研究活動及び不正行為等 (ガイドラインp10)

本節で対象とする不正行為は、故意又は研究者としてわかまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造(ねつぞう)、改ざん及び盗用である。なお、研究機関における研究活動の不正行為への対応に関するルールづくりは、文部科学省等の予算の配分又は措置された研究活動やその研究活動を行う研究者、「捏造(ねつぞう)、改ざん及び盗用」までの対象に限定するものではない。例えば、研究活動に関しては他府省又は企業からの受託研究等による研究活動など研究費のいかんを問わず対象にすべきである。

第1節 3 研究活動における不正行為 (ガイドラインp4)

研究活動における不正行為とは、研究者倫理に背馳(はいち)し、上記1及び2において、その本質ないし本来の趣旨を歪(ゆが)め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為にはかならない。具体的には、得られたデータや結果の捏造(ねつぞう)、改ざん、及び他者の研究成果等の盗用が、不正行為に該当する。このほか、他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著者が適正に公表されない不適切なオーサiershipなどが不正行為として認識されるようになってきている。こうした行為は、研究の立案・計画・実施・成果の取りまとめの各過程においてなされる可能性がある。

このうち、例えば「二重投稿」については、科学への信頼を致命的に傷つける「捏造(ねつぞう)、改ざん及び盗用」とは異なるものの、論文及び学術誌の原著性を損ない、論文の著作権の帰属に関する問題や研究実績の不当な水増しにもつながり得る研究者倫理に反する行為として、多くの学協会や学術誌の投稿規程等において禁止されている。このような状況を踏まえ、具体的にどのような行為が、二重投稿や不適切なオーサiershipなどの研究者倫理に反する行為に当たるのかについては、科学コミュニティにおいて、各研究分野において不正行為が疑われた事例や国際的な動向等を踏まえて、学協会の倫理規程や行動規範、学術誌の投稿規程等で明確にし、当該行為が発覚した場合の対応方針を示していくことが強く望まれる。

第2節 1 不正行為を抑止する環境整備 (1) 研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上 (ガイドラインp7)

さらに、近年、産学官連携の深化に伴い、学生等が共同研究や技術移転活動に参画する機会も増えてきていることから、大学の教職員や研究者のみならず、研究活動に関わる学生等が、実際に起こり得る課題に対応できるような判断力を養うために、利益相反の考え方や守秘義務についても知識として修得することが重要である。

※「設問301」以降については、前ページで回答頂いた不正行為について、回答して下さい。

【不正行為の調査手続や方法等に関する規程の整備】

- 301 不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程（コンプライアンスに関する規程などの他の規程ですべて代用することが可能な場合を含む。）を整備していますか。

（②を選択した場合はその理由及び対応実施の時期を記入してください。）

○上記設問に関するガイドライン該当箇所抜粋

第3節 2 研究・配分機関における規程・体制の整備及び公表（ガイドラインp11）

研究・配分機関においては、本節を踏まえて、研究活動における特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程や仕組み・体制等を適切に整備することが求められる。規程や体制の整備の際、特に、研究活動における不正行為に対応するための責任者を明確にし、責任者の役割や責任の範囲を定めること、告発者を含む関係者の秘密保持の徹底や告発後の具体的な手続を明確にすること、研究活動における特定不正行為の疑惑が生じた事案について本調査の実施の決定その他の報告を当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に行うよう規定すること、特定不正行為の疑惑に関し公表する調査結果の内容（項目等）を定めることが求められる。規程や体制の整備の状況については、当該研究・配分機関の内外に公表するものとする。

【 不正行為に関する相談や告発の受付等 】

302 不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口を設置していますか。

(②を選択した場合はその理由及び対応実施の時期を記入してください。)

303 設問302で回答いただいた窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを規程等で定めていますか。

(②を選択した場合はその理由及び対応実施の時期を記入してください。)

304 設問302で回答いただいた窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを機関内及び機関外に周知していますか。

(②を選択した場合はその理由及び対応実施の時期を記入してください。)

○上記設問に関するガイドライン該当箇所抜粋

第3節 3 特定不正行為の告発の受付等 3-1 告発の受付体制 (ガイドラインp11)

① 研究・配分機関は、特定不正行為に関する告発(当該研究・配分機関の職員による告発のみならず、外部の者によるものを含む。以下同じ。)を受け付け、又は告発の意思を明示しない相談を受ける窓口(以下「受付窓口」という。)を設置しておくものとする。なお、このことは必ずしも新たに部署を設けることを意味しない。また、受付窓口について、客観性や透明性を向上する観点から、外部の機関に業務委託することも可能とする。

② 研究・配分機関は、設置する受付窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを定め、当該研究・配分機関内外に周知する。

- 305 相談や告発の受付から調査に至るまでの体制について、その責任者として例えば理事、副学長等適切な地位にある者を指定していますか。

(②を選択した場合はその理由及び対応実施の時期を記入してください。)

- 306 相談や告発の受付から調査に至るまでの体制について、責任者の役割や責任の範囲を規程等で定めていますか。

(②を選択した場合はその理由及び対応実施の時期を記入してください。)

- 307 相談、告発及び調査内容について、調査結果の公表まで、相談者、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底することとしていますか。

(②を選択した場合はその理由及び対応実施の時期を記入してください。)

○上記設問に関するガイドライン該当箇所抜粋

第3節 2 研究・配分機関における規程・体制の整備及び公表 (ガイドラインp11)

研究・配分機関においては、本節を踏まえて、研究活動における特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程や仕組み・体制等を適切に整備することが求められる。規程や体制の整備の際、特に、研究活動における不正行為に対応するための責任者を明確にし、責任者の役割や責任の範囲を定めること、告発者を含む関係者の秘密保持の徹底や告発後の具体的な手続を明確にすること、研究活動における特定不正行為の疑惑が生じた事案について本調査の実施の決定その他の報告を当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に行うよう規定すること、特定不正行為の疑惑に関し公表する調査結果の内容(項目等)を定めることが求められる。規程や体制の整備の状況については、当該研究・配分機関の内外に公表するものとする。

研究機関においては、不正行為に対応するための体制整備の一環として、一定の権限を有する「研究倫理教育責任者」を部局単位で設置し、組織を挙げて、広く研究活動に関わる者を対象として研究倫理教育を定期的に行うことが求められる。

<< 研究・配分機関が実施する事項 >>

- 研究・配分機関は、特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程等を適切に整備し、これを公表すること
- その際、
 - ・研究・配分機関は、研究活動における不正行為に対応するための責任者を明確にし責任者の役割や責任の範囲を定めること
 - ・研究・配分機関は、告発者を含む関係者の秘密保持の徹底や告発後の具体的な手続を明確にすること

第3節 3 特定不正行為の告発の受付等 3-1 告発の受付体制 (ガイドラインp11)

⑤ 告発の受付から調査に至るまでの体制について、研究・配分機関はその責任者として例えば理事、副学長等適切な地位にある者を指定し、必要な組織を構築して企画・整備・運営する。

第3節 3 特定不正行為の告発の受付等 3-3 告発者・被告発者の取扱い (ガイドラインp13)

② 研究・配分機関は、受付窓口で寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

【 不正行為の告発に係る事案の調査 】

- 308 告発を受け付けた後、本調査を行うか否か決定するまでの期間の目安を規程等で定めていますか。

(②を選択した場合はその理由及び対応実施の時期を記入してください。)

- 309 本調査を行う場合は、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省にその旨報告することを規程等で定めていますか。

(②を選択した場合はその理由及び対応実施の時期を記入してください。)

- 310 本調査の実施の決定後、実際に本調査が開始されるまでの期間の目安を規程等で定めていますか。

(②を選択した場合はその理由及び対応実施の時期を記入してください。)

○上記設問に関するガイドライン該当箇所抜粋

第3節 2 研究・配分機関における規程・体制の整備及び公表 (ガイドラインp11)

研究・配分機関においては、本節を踏まえて、研究活動における特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程や仕組み・体制等を適切に整備することが求められる。規程や体制の整備の際、特に、研究活動における不正行為に対応するための責任者を明確にし、責任者の役割や責任の範囲を定めること、告発者を含む関係者の秘密保持の徹底や告発後の具体的な手続を明確にすること、研究活動における特定不正行為の疑惑が生じた事案について本調査の実施の決定その他の報告を当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に行うよう規定すること、特定不正行為の疑惑に関し公表する調査結果の内容(項目等)を定めることが求められる。規程や体制の整備の状況については、当該研究・配分機関の内外に公表するものとする。

<<研究・配分機関が実施する事項>>

- 研究・配分機関は、特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程等を適切に整備し、これを公表すること
- その際、
 - ・研究・配分機関は、告発者を含む関係者の秘密保持の徹底や告発後の具体的な手続を明確にすること
 - ・研究・配分機関は、特定不正行為の疑惑が生じた事案について本調査の実施の決定その他の報告を当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に行うよう規定すること
 - ・研究・配分機関は、特定不正行為の疑惑に関し公表する調査結果の内容(項目等)を定めること

第3節 4 特定不正行為の告発に係る事案の調査 4-2 告発に対する調査体制・方法 (1) 予備調査 (ガイドラインp14)

③ 調査機関は、予備調査の結果、告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合、本調査を行う。調査機関は、告発を受け付けた後、本調査を行うか否か決定するまでの期間の目安(例えば、目安として30日以内)を当該調査機関の規程にあらかじめ定めておく。

第3節 4 特定不正行為の告発に係る事案の調査 4-2 告発に対する調査体制・方法 (2) 本調査 ① 通知・報告 (ガイドラ

(イ) 調査機関は、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に本調査を行う旨報告する。

(ウ) 調査機関は、本調査の実施の決定後、実際に本調査が開始されるまでの期間の目安(例えば、目安として30日以内)を当該調査機関の規程にあらかじめ定めておく。

- 311 本調査に当たっては、自機関に属さない外部有識者を半数以上含む調査委員会を設置することと
していますか。

(②を選択した場合はその理由及び対応実施の時期を記入してください。)

- 312 本調査において、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でな
ければならないこととしていますか。

(②を選択した場合はその理由及び対応実施の時期を記入してください。)

- 313 本調査の調査委員会の委員について、告発者及び被告発者は調査機関が定める期間内に異議申
立てをすることができますか。

(②を選択した場合はその理由及び対応実施の時期を記入してください。)

- 314 本調査の開始後、調査委員会が調査した内容をまとめるまでの期間の目安を規程等で定めていま
すか。

(②を選択した場合はその理由及び対応実施の時期を記入してください。)

- 315 調査結果について、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めて
いますか。

(②を選択した場合はその理由及び対応実施の時期を記入してください。)

〇上記設問に関するガイドライン該当箇所抜粋

第3節 4 特定不正行為の告発に係る事案の調査 4-2 告発に対する調査体制・方法 (2)本調査 ② 調査体制 (ガイドラ
インp15)

(ア)調査機関は、本調査に当たっては、当該調査機関に属さない外部有識者を含む調査委員会を設置する。この調査委員会は、
調査委員の半数以上が外部有識者で構成され、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係(例えば、特定不正行
為を指摘された研究活動が論文のとおり成果を得ることにより特許や技術移転等に利害があるなど)を有しない者でなければなら
ない。

(イ)調査機関は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。これに対し、告
発者及び被告発者は、あらかじめ調査機関が定めた期間内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、調査機関
は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及
び被告発者に通知する。

第3節 4 特定不正行為の告発に係る事案の調査 4-3 認定 (1)認定 (ガイドラインp16)

① 調査機関は、本調査の開始後、調査委員会が調査した内容をまとめるまでの期間の目安(例えば、目安として150日以内)を当該
調査機関の規程にあらかじめ定めておく。

第3節 4 特定不正行為の告発に係る事案の調査 4-3 認定 (4)調査結果の通知及び報告 (ガイドラインp17)

② 上記①に加えて、調査機関は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に当該調査結果を報告する※7。

- 316 不正行為と認定された被告発者は、調査機関が定める期間内に、調査機関に不服申立てをすることができずか。

(②を選択した場合はその理由及び対応実施の時期を記入してください。)

- 317 特定不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めていますか。

(②を選択した場合はその理由及び対応実施の時期を記入してください。)

- 318 不服申立ての却下や再調査開始の決定をしたときは、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めていますか。

(②を選択した場合はその理由及び対応実施の時期を記入してください。)

- 319 不服申立てに係る再調査の期間の目安を規程等で定めていますか。

(②を選択した場合はその理由及び対応実施の時期を記入してください。)

- 320 不服申立てがあった場合、再調査の結果をその事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めていますか。

(②を選択した場合はその理由及び対応実施の時期を記入してください。)

〇上記設問に関するガイドライン該当箇所抜粋

第3節 4 特定不正行為の告発に係る事案の調査 4-3 認定 (5) 不服申立て (ガイドラインp18)

- ① 特定不正行為と認定された被告発者は、あらかじめ調査機関が定めた期間内に、調査機関に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- ② 告発が悪意に基づくものと認定された被告発者(被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。この場合の認定については、上記(1)③を準用する。)は、その認定について、上記①の例により不服申立てをすることができる。
- ⑤ 調査機関は、被告発者から特定不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知する。加えて、調査機関は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- ⑥ 調査委員会が再調査を開始した場合は、当該調査委員会を置く調査機関の規程にあらかじめ定める期間(例えば、目安として50日)内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに調査機関に報告し、調査機関は当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知する。加えて、調査機関は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。
- ⑧ 上記②の不服申立てについては、調査委員会は当該調査委員会を置く調査機関の規程にあらかじめ定める期間(例えば、目安として30日)内に再調査を行い、その結果を直ちに調査機関に報告するものとする。調査機関は、当該結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて、調査機関は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

321 公表する調査結果の内容(項目等)を規程等で定めていますか。

(②を選択した場合はその理由及び対応実施の時期を記入してください。)

○上記設問に関するガイドライン該当箇所抜粋

第3節 4 特定不正行為の告発に係る事案の調査 4-3 認定 (6)調査結果の公表 (ガイドラインp19)

③ 上記①、②の公表する調査結果の内容(項目等)は、調査機関の定めるところによる。

※ ガイドラインに関することや公正な研究活動の推進に向けた取組等について、ご意見・ご要望等がありましたら、記入してください。